

- OPECの減産合意を受けて原油価格は上昇。
- 減産合意となったものの、その実効性には不透明感が残る。
- 原油価格は中期的に60米ドル近辺に向けて緩やかに上昇するとみられる

OPECは減産に合意

11月30日（現地時間）、石油輸出国機構（OPEC）はウィーンで通常総会を開催し、原油の減産で合意しました。各国が協調して減産するのは2008年以来となります。OPEC全体の原油生産量は日量3,250万バレルと、9月に開催された臨時総会の暫定合意（日量3,250万～3,300万バレル）の下限に定められました。今回の減産合意を受け、米原油先物相場は急反発し、指標のWTI（ウエスト・テキサス・インターミディエート、期近物）原油先物価格は前日比で9.3%上昇し、49.44米ドルとなりました（図表1）。

減産合意の背景

OPECが減産に合意した背景としては、以下の要因が挙げられます。

- ①原油価格の下落でサウジアラビアなど産油国の財政状況が悪化していたこと
- ②iranなど一部の国を除けば、各国の生産量は生産能力の上限付近に達しているとみられること

iranについては特例として一定の増産が認められましたが、上記①、②の状況にある多くのOPEC諸国は原油価格下支えを目的として、減産合意に動いたと考えられます。

今後のOPECの動き

今回の総会では減産合意となったものの、その実効性については不透明感が残ります。OPECは以前にも生産量の上限を設定していましたことがありましたが、2007年以降、その生産枠が守られてきたとは言いがたい状況にありました（図表2）。さらに今回は総会の直前まで、OPEC内の調整難航が目立ちました。経済制裁によって生産量が減少していたiranに加え、国内にイスラム国との内戦問題を抱えるイラクも、これまでに何度も減産に難色を示してきました。今後は減産の実効性を判断する上で、OPEC諸国の足並みが乱れないかに注目が集まると思われます。

図表1 WTI原油先物価格の推移



出所：ブルームバーグのデータを基にアセットマネジメントOneが作成

図表2 OPECの原油生産量と生産枠



出所：OPEC、ブルームバーグのデータを基にアセットマネジメントOneが作成

（注）生産量はブルームバーグの推計

※上記グラフは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。



アセットマネジメントOne

商号等 / アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号

加入協会 / 一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

今後の原油価格の見通し

減産合意を受けて原油価格は上昇しましたが、実効性に対する不透明感から、その上昇は限定的なものにとどまると見込まれます。各国の減産は1月から実施される見通しですが、実際に減産が行われていたかが確認されるまで、原油価格は様子見姿勢が続くと予想されます。

中期的な見通しでは、原油価格が上昇する背景として、以下の要因が挙げられます。

- ①OPECが協調して減産姿勢を示したこと、表立った増産がしにくくなること
- ②2017年にかけて原油の需給が引き締まる予想されること
- ③トランプ次期米大統領が推進するとみられる財政拡張路線と、米国の景気拡大期待

一方で、原油価格に下押し圧力をかける背景として、以下の要因が挙げられます。

- ④OPEC諸国間での減産に対する姿勢の違いなどから、その実効性には不透明感が残ること
- ⑤原油価格の回復とともに米国のシェールオイル生産量が増加すると予想されること
- ⑥トランプ次期米大統領がエネルギー産業の規制緩和などを主張していること

上記①～⑥より、原油価格は中期的にレンジ上限と予想される60米ドル近辺に向けて緩やかに上昇するとみられるものの、価格上昇に伴い需給軟化が予想されることなどから、上値は限定的なものにとどまると見込まれます。

(2016年12月1日 14時執筆)

投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

【投資信託に係るリスクと費用】

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券（REIT）などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料 : 上限4.104%（税込）

信託財産留保額 : 上限0.5%

公社債投信およびグリーン公社債投信の換金時手数料 : 取得年月日により、1万口につき上限108円（税込）

その他の投資信託の換金時手数料 : ありません

■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬） : 上限 年率2.6824%（税込）

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

■ その他費用・手数料

上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※税法が改正された場合等には、税入手数料等が変更となることがあります。

【ご注意事項】

●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。

●当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。

●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

●当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

●投資信託は、

1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

この資料は情報提供を目的として作成したものであり、特定の商品の投資勧誘を目的として作成したものではありません。投資判断の最終決定は、お客様ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

むさし証券の概要

商号等：むさし証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

リスクについて

国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券(上場有価証券等)の売買等にあたっては、株式相場、金利水準等の変動や、投資信託、投資証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品等(裏付け資産)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格等が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

- ◎ 上場有価証券等の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
 - ◎ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。
 - ◎ 上場有価証券等が外国証券である場合、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外国証券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外国証券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- ※ 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- ※ 新規公開株式、新規公開の投資証券及び非上場債券等についても、上記と同様のリスクがあります。

手数料等諸費用について

当社取り扱いの商品等にご投資いただく場合

各商品毎の所定の手数料をご負担いただく場合がありますが、商品毎に異なるため、ここでは表示することができません。

また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

投資信託につきましては、手数料の他、信託報酬等・その他の費用(監査費用、運営・管理費用等)等を御負担いただきますが、これらの費用等は、事前に計算できませんので表示しておりません。

当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。